

地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護）独自報酬基準

（平成21年4月1日から平成24年3月31日まで適用）

項 目	内 容
加算算定単位	次に定める要件を満たす場合については、1月につき200単位を算定できるものとする。
要 件	3月に1回以上家族でない地域住民と交流する行事を事業所が主催の下に開催し、かつ、1月に1回以上地域住民にサービスの提供状況や活動状況等を公表すること。